

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
本日をもって招集されました、平成24年第1回南幌町議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名をいたします。
1番 熊木 恵子君、2番 佐藤 正一君。以上ご両名を指名いたします。
日程2 会期の決定を行います。
お諮りいたします。本臨時会の会期は2月10日、本日1日限りとしたしたいと思います。ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本臨時会は2月10日、本日1日限りと決定いたしました。
日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告はお手元に配布したとおりでございます。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成23年11月分及び12月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。
以上で、諸般報告を終わります。
日程4 議案第1号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
町長 只今上程を頂きました、議案第1号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第6号)につきましては、この度の大雪に伴う除排雪経費の追加及びスクールバス修繕に係る経費の追加、並びに財源調整として財政調整基金積立金の減額が主な理由であります。
その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億36万2,000円とするものであります。
詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
議長 内容の説明を求めます。副町長。
副町長 それでは議案第1号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第6号)の説明を申し上げます。
初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをご覧いただきたいと

思います。2款総務費1項3目財産管理費、補正額2,180万8,000円の減額でございます。25節積立金で財政調整基金積立金2,180万8,000円の減額でございます。財源調整を行うものでございます。減額後の積立予定額は107万5,000円となります。

次ページに参ります。7款土木費2項2目道路維持費、補正額2,119万円の追加でございます。14節使用料及び賃借料、借上料といたしまして、排雪ダンプ652万円の追加、歩道用ロータリー172万円の追加、除雪用ドーザー575万円の追加、除雪用トラック720万円の追加でございます。資料によりまして、1月末現在の状況を説明させていただきます。別途配布いたしました町道除排雪業務の表をご覧くださいと思います。資料につきましては、過去の実績と、一番右欄に1月31日現在の数値を載せております。累計の降雪量につきましては4メートル46センチ、最大積雪時につきましては1メートル10センチとなっております。以下、それぞれ出勤回数を参考まで記載をさせていただいております。下段の4段につきましては、本年度の予算額に対しまして、実績に基づく支出額を載せております。今回の補正につきましては借上機械料の補正となり、今後の2月、3月分の過去の実績を踏まえ、追加をするものでございます。

予算書に戻ります。10ページをご覧くださいと思います。9款教育費1項5目通学バス運営費、補正額70万円の追加でございます。11節需用費で修繕料70万円の追加でございます。スクールバスの修繕料を追加するものでございます。

次に、歳入の説明を行います。7ページをご覧くださいと思います。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額8万2,000円の追加でございます。1節一般寄附金8万2,000円の追加でございます。町外より通勤をしております職員7名より、ふるさと納税として寄附を頂いたものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、補正後の総額を46億36万2,000円とするものでございます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員 除雪費については、この降雪量ですので賛成するものですが、先日の新聞に、夕張では財源は国の交付金の追加配分や特別交付税などを見込み、ということで市の負担はないというような報道がありました。野田首相も、今回の大雪に関しては新たに交付金の追加とかをすることを明言していますが、その辺のことは考えながらの予算配分なのかどうかちょっと伺います。

議長 副町長。

副町長 只今のご質問ですけれども、新聞報道等でそれぞれご覧をいただいていると思います。本町につきましても、この金額につきましては特別交付税の方でそれぞれ要求をしております。3月分の特別交付税で、ある

程度の金額は追加配当されるというふうに考えておりますけれども、まだ金額的にははっきりしていないという状況です。以上です。

議 長
志賀浦議員

10番 志賀浦 学君。

ちょっと今の道路維持費に関しての中で、補正されることは別に私も問題ないと思っているのですけれども、最近の岩見沢とかの豪雪に比べて南幌はある程度免れている状況下にあって、それでもまだ多いのかなと思うんですけども、ちょっと最近気になるのは降雪の基準の場所がどこでやっているのかということで、今回の岩見沢の状況から見て、風向きがちょっと変わるとかなり場所によって違いますよね。南幌の場合、夕張太であるとか市街地区であるとか、あと三重、青葉地区であるとか、横に流れてほんのちょっと風が変わるだけで地域によって10センチ以上の差があると。そういう状況の中で、例えば空走りしているような所も見受けられると。逆に言うと、降っていても入ってこない所があると。そういう状況が見られるので、基準としている場所をどこで何センチで、どう出動するのかと、その辺のことを教えていただきたいです。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

只今のご質問にお答えをいたします。まず、降雪場所でございますが、限定はしてございません。日々パトロールを行いまして、15センチを目安として15センチ以上ある場合につきましては、委託している業者と町との間で出動するかしないのかを決めて、15センチ以上の場合には出動しているということでございます。また、これにつきましても、時間が12時から1時くらいの間でパトロールを行いまして、決めておりまして、それまでに15センチ以上ありますと2時に出動して7時までに終わるような体制で現在やってございます。時たま今回は、2時以降、3時ですとか朝方にかなり大きな雪が降って出動していないというケースがございます。この辺は、車の通行及び人の通行等の支障があることから、住民の皆様にはご理解をいただいているところでございます。以上でございます。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

わかりました。それで逆に言えば、この資料中で団地のみの出動とかということがあるので、本当に配慮していただいているものと思っています。朝の出動に間に合わなくても、夕方までに入ってくれたケースもありますので、その辺は感謝しているのですけども、その出動基準の12時、1時の間でのパトロールということなのですけど、地域別にやっているのか、例えば出動と決めた時には全町一斉に出るのか、その辺もできれば教えていただきたいなと思います。

議 長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

パトロールにつきましては、全町、気象、天気環境を見まして見て回ってございます。今のご質問でございますが、岩見沢方面が今年が多いということから、本町におきましても川向方面がかなり多くなってございます。こういうことで資料にもございますが、除雪につきましては除雪の出動回数という欄がございます。これは全部出ていると。団地の中、

それから、幹線ということでございます。また、団地のみということとは、団地だけということでございます。そして、下の幹線のみということとは、団地、町場ですが、出ていなくて幹線道路に出ていると。これは、パトロールによりまして、降雪量、また、雪が降ってなくても、ご承知かと思いますが幹線の方につきましては吹き込みによりまして、なかなか通行ができない状況になっている所がございます。そういう時には、幹線のみ出動といういこととやっております。以上でございます。

議 長

ほかにありませんか。

3番 菅原 文子君。

菅原議員

8号の所、今年の4月からスクールゾーンということになりますけれども、そこをこの冬も歩いてみましたが、8号道路に面しているバス停の所だけが盛り上がっていて山の状態になっているんですけども、そこはどのような形で除雪しているのかお伺いいたします。

議 長

都市整備課長。

都市整備課長

只今のご質問ですが、8号道路、国道337ですね、この除雪につきましては町としてはやっております。国が国道につきましてはやると。道道につきましては道ということで、除雪の内容等とは、いろんな苦情があれば私どもの方から国、道にもお話しをさせて、改善するものは改善をしていただいているような状況であると思っております。以上でございます。

議 長

3番 菅原 文子君。

菅原議員

(再質問)

私の12月の定例会の一般質問の中でも、お聞きした経緯があるのですが、その所を子どもさんたちが歩くのは大変危険だということで、変更してもらえないかということで、一般質問をさせていただいたんですけども、そのような目で私も何回も通っていますけれども、これを1年生、2年生、小さい子どもさんたちが歩くのは危険かなという目で、私はこの冬見ております。そのところも今のお答えですと国道ですということで、今度そこがスクールゾーンになった場合、大変心配しているところです。そのところも含めまして、また今後も教育部局にもなると思いますが、そのところも含めて再度、スクールゾーンということでお考えいただきたいと思っております。

町 長

(再答弁)

只今の菅原議員のご質問でございますが、まず8号道路、課長が申したように、国の管理下で開発局でやっております。それで、国の方々も見に来たり、いろいろやっております。割と速やかに今年にはしていただいていると。状況把握は当然していただいておりますので、今後も危ない部分については私どもの方からお願い、要請をさせていただこうと思っております。ただ、通学路、教育委員会である程度、測定をさせていただいております。これは、親御さん等々の説明会で、ご意見も頂きながらやっているわけでありまして、国の基準等々でお話しを聞きますと、そういう分については基準にちゃんとなっているということとでございます。道路というのは、どこを通るのでも大変危険な箇所がたくさんあるわけでありまして、うちの職員も通りながら、あるいは観察

をしながら、そういう路線を決定させていただいておりますが、今後において、またいろいろ不都合があれば皆さんのご意見を頂きながら、変更できるものは変更していきたいと思っておりますが、今のところ、道路に支障があるとか、そういう問題にはなってございませんので通学路として当然、決めていくのは問題はないのかなというふうに思いますので、このような、また父兄の方々のご意見も頂きながら考えていければと、そんなふうに思っております。

議 長

ほかにありませんか。

1 番 熊木 恵子君。

熊木議員
(再質問)

先ほどの志賀浦議員の質問に関連するんですけれども、団地内の除雪なのですけれども、朝からすごく降っている時で、日中は除雪が入らないのかという質問があります。危険だから日中は団地の中は除雪しないということなのか、それからもう1点は、日曜日とかもなかなか入らないということで、結構、外出するのに困るという声とかがあるのですけれども、その辺のことについてはどのように対応されているのか伺います。

議 長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

只今のご質問にお答えをいたします。団地につきましては、先ほども申し上げましたが、朝方4時ですとか5時からたくさん降りまして、かなり15センチ以上降っているということで、住民の方からもお電話を頂くケースがございます。ただ、その場合は、もう通学の関係でお子さんが歩いていたり、それから、出勤時間ということでかなり車の交通量も多いということで、基本的に私ども、日中は団地内の除雪はしていないという形で行っております。ただ、大変多くて、50センチ、60センチもありまして、車がもう通行ができないというような場合につきましては、昨年も2回ほど日中でも出ているケースはございます。ただ原則的には、日中等々で15センチから20、30ぐらいまでは、雪の質にもよりますが、団地につきましては日中は出ないという原則で行ってございます。

また、日曜日等も今、ご質問がありました。夜中に降っている場合は当然7時、8時に終わるように出ていますし、日中につきましては、日曜、土曜でも今お話ししたような形で出ていないということでございます。以上です。

熊木議員
(再々質問)

今の説明で内容はわかったんですけれども、今年は朝から断続的に降って、すごく困るということはまだそんなにはないと思うんですけれども、本当に昨年は降って降ってどうしようもないということがあって、そういう時の対応というので、事故とかがあるので十分その辺はわかるんですけれども、やっぱりきめ細かくその辺は対応していただきたいのと、まだ住民の方で、こんなに降っているのに、15センチを超えているのに全く来ないというふうに思っている方がいらっしゃるんですよ。ですから、広報などでも啓蒙するようにはしていただきたいと、それは要望しておきます。終わります。

議長 ほかにありますか。
(なしの声)
ご質疑ありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。
(なしの声)
それでは採決いたします。
議案第1号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、本臨時会に提案されましたすべての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本臨時会は只今をもって閉会いたします。
ご苦労様でした。

(午前 9時51分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議長 _____

1 番 _____

2 番 _____